

介護事業者が取り組むべき 虐待防止活動



公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

有料老人ホーム業界において 「入居者保護」「事業の健全発展への貢献」を 目的に活動しています

公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」）は、民間の創意工夫の精神の下に有料老人ホームを運営している法人が集い「社団法人全国有料老人ホーム協会」として昭和57年に設立し、入居者の保護と事業の健全な発展を目的に活動しています。

昨今、有料老人ホーム業界を取り巻く環境は、人口の高齢化、介護ニーズの増加、人材不足、物価高騰、制度改正など、様々な課題に直面しています。こうした課題に対応するため、有老協では会員事業者の運営をサポートし、事業者の声を国に届けることで、事業の持続的な成長と発展を支援しています。



【沿革】

昭和57年（1982年）

社団法人全国有料老人ホーム協会設立（旧 厚生省許可）

昭和63年（1988年）

ホームの入居に関心のある消費者の会員制度として
「有老協・リビング倶楽部」（旧 輝・友の会）発足

平成3年（1991年）

老人福祉法30条に全国有料老人ホーム協会が規定される
運営法人の倒産に備えた入居者保護事業
「入居者生活保障制度（旧 入居者基金制度）」発足

平成18年（2006年）

老人福祉法で「入居者生活保証制度」が
前払金の保全措置の一つに位置付けられる

虐待の実態

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

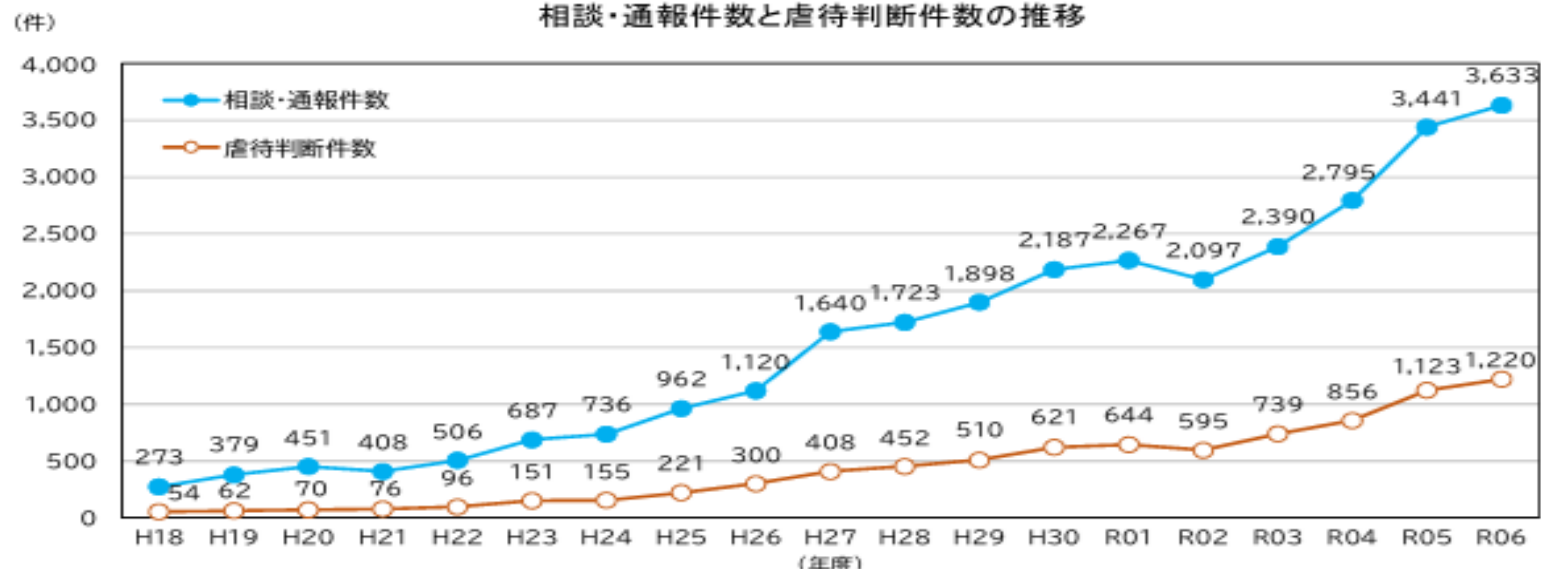
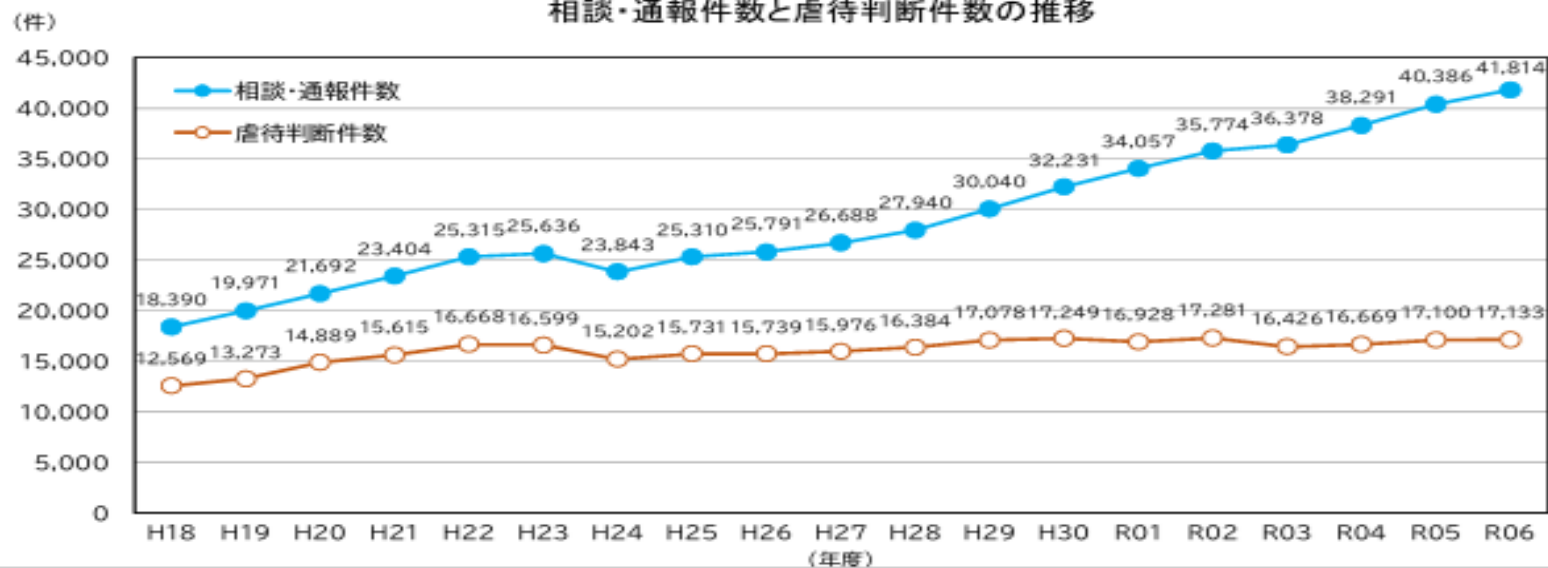
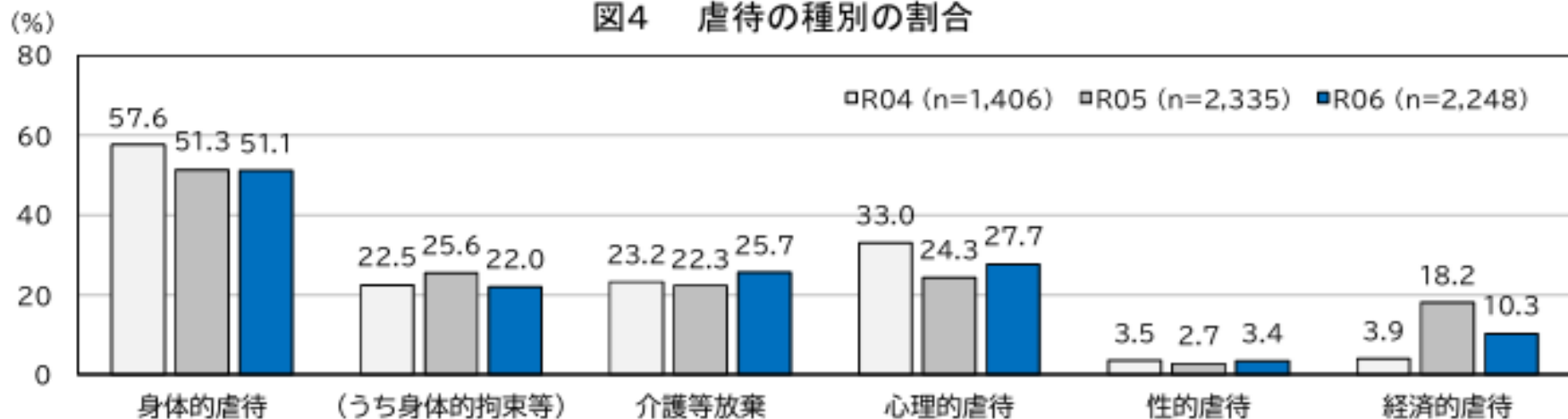


図2 養護者による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



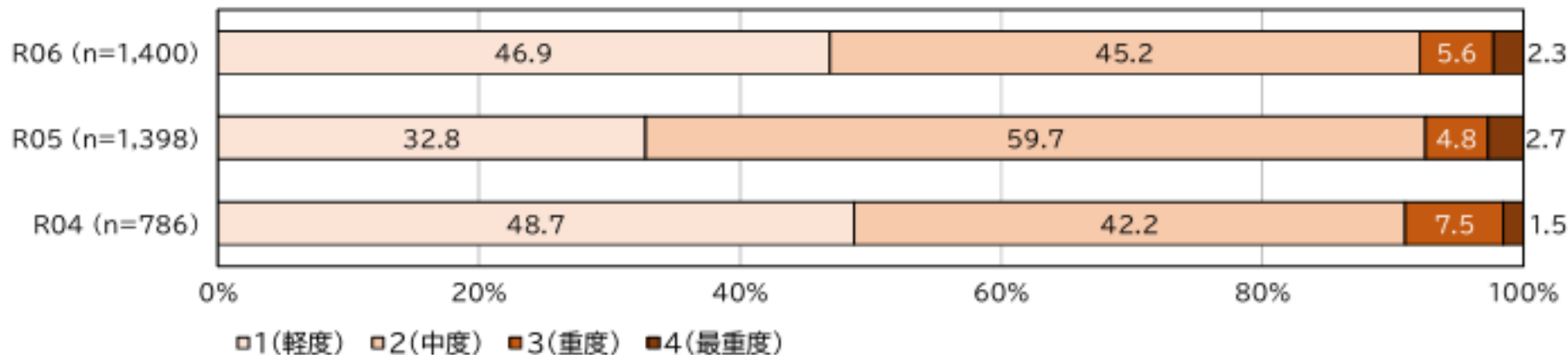
虐待の実態

図4 虐待の種別の割合



※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数に対する集計(複数回答)。

図5 虐待の程度(深刻度)の割合



※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数のうち、虐待の程度(深刻度)に回答があったものに対する集計。

近年の虐待事例

年月	施設種別	所在地	虐待類型	概要
2026年5月	有料老人ホーム	北海道 札幌市	身体的虐待	館長兼経営者が79歳男性入居者の胸ぐらをつかみ押し倒し、引きずって負傷させたとして傷害容疑で逮捕。入居者本人の110番通報で発覚。
2026年5月	特別養護 老人ホーム	広島県 広島市	身体拘束 ・ネグレクト	入所者46人に対し不適切な身体拘束と介護放棄が行われていたとして市が虐待認定。
2025年12月	有料老人ホーム	埼玉県 鶴ヶ島市	殺人	元職員が入居者2人を殺害したとして再逮捕。施設内の安全管理体制が問題視された。
2025年6月	住宅型 有料老人ホーム	兵庫県 尼崎市	監禁・身体拘束	認知症高齢者3人をマンションの一室に約2日間閉じ込めたとして運営会社代表が監禁容疑で逮捕。
2025年3月	住宅型 有料老人ホーム	福岡県 福岡市	身体的虐待	派遣介護士が94歳女性への平手打ちや殴打、89歳女性の髪を引っ張るなどしたとして逮捕。防犯カメラで発覚。
2025年	有料老人ホーム	北海道 旭川市	経済的虐待	入居者預り金約590万円の流用が発覚。身体的虐待の調査過程で判明した事案。
2025年	有料老人ホーム	全国 複数施設	身体拘束	自治体監査により、ベッド柵や離床センサーを利用した不適切拘束事案が複数認定。
2024年	有料老人ホーム	関東地方	身体的虐待	認知症入居者への暴行事案が自治体により虐待認定。夜勤帯の職員による暴力行為が問題化。
2024年	サービス付き 高齢者向け住宅	関西地方	ネグレクト	必要な介護提供が行われず、長時間放置されたとして行政指導。
2024年	住宅型 有料老人ホーム	九州地方	心理的虐待	暴言・威圧的対応の常態化が内部通報で発覚し、自治体が虐待認定。

関係法令等

法 令	規程(抜粋)
老人福祉法	第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として 敬愛される とともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。
介護保険法	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、 これらの者が尊厳を保持し 、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう～、
高齢者虐待防止法 (平成 18 年 4 月 施行)	第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、 高齢者の尊厳の保持 にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ～ (高齢者虐待防止法)第21条 養介護施設従事者等の義務 ○業務に従事する職員等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

高齢者向け住まいの運営事業者は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう支援していくことが各法令で求められています。

高齢者虐待の定義

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法） （定義等）

第二条（中略）

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（身体的虐待）

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（介護・世話の放棄・放任）

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（性的虐待）

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（経済的虐待）

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条 **養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は**、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の**養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。**

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を**発見した場合は**、速やかに、これを市町村に**通報しなければならない。**

虐待の種類と具体的例

(養介護施設従事者等向け虐待防止マニュアルから)

区 分	行 為	例
身体的虐待	入居者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。	・平手打ちをする, つねる, 殴る, 蹴る, 無理やり食事を口に入れる, やけど・打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり, 意図的に薬を過剰に服用させられたりして, 身体拘束, 抑制をする など
介護・世話の放棄・放任	入居者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他入居者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	・入浴しておらず異臭がする, 髪が伸び放題だったり皮膚が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで, 空腹状態が長時間にわたって続いたり, 脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置するなど, 劣悪な住環境の中で生活させる。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを, 相応の理由なく制限したり使わせない ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること など
心理的虐待	入居者に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、その他入居者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・排泄の失敗等を嘲笑したり, それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る, ののしる, 悪口をいう。 ・侮辱を込めて, 子どものように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など
性的虐待	入居者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス, 性器への接触, セックスを強要する など
経済的虐待	入居者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を受けたりすること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない, 使わせない。 ・キャッシュカードや通帳等を悪用した窃盗。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など

高齢者虐待の罰則①

① 身体的虐待

・暴行罪：刑法208条

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する

・傷害罪：刑法204条

人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

・傷害致死罪：刑法第205条

身体を傷害し、その結果人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役

・殺人罪：刑法199条

人を殺した者は、死刑又は無期もしくは5年以上の懲役

② 介護・世話の放棄・放任

・保護責任者遺棄等：刑法218条

老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、3月以上5年以下の懲役に処する。

・傷害罪：刑法204条

不作為により人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金

③ 心理的虐待

・脅迫罪：刑法222条

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

・侮辱罪：刑法231条

人を侮辱した者は、1年以下の懲役もしくは禁錮もしくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料に処する。

・強要罪：刑法223条

生命、身体、自由、名誉もしくは財産に対し害を加える旨を告げて脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行為を妨害した者は3年以下の懲役

高齢者虐待の罰則②

④ 性的虐待

- ・強制わいせつ罪：176条

暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役

- ・強制性交等罪：177条

暴行又は脅迫を用いて性交等をした者は、5年以上の有期懲役

- ・準強制わいせつ及び準強制性交等：178条

人が心神喪失や抵抗できないことに乗じて又はそのような状態にさせてわいせつな行為をした者は、176条と同じ。同様の状況下で性交等をした者は、177条と同じ

⑤ 経済的虐待

- ・横領罪：刑法252条

自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する

- ・窃盗罪：刑法235条

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

- ・業務上横領罪：刑法253条

業務上預かっている他人の財物を横領した者は10年以下の懲役

介護保険サービスにおける虐待防止

令和6年度介護報酬改定において、全介護保険サービス（居宅療養管理指導・特定福祉用具販売を除く）に、虐待防止措置未実施減算が設けられました。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

介護保険サービスにおける虐待防止

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

介護保険サービスにおける身体拘束の適正化

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

介護保険サービスにおける身体拘束の適正化

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>
なし



<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

介護保険サービス以外の有料老人ホームでも

介護保険サービスのみならず、住宅型有料老人ホームも対象として、虐待防止に取り組むことが求められています。

有料老人ホーム設置運営指導指針

9 サービス等

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。

ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

ヘ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

介護保険サービス以外の有料老人ホームでも

こちらは指導指針の身体拘束防止に関する部分の抜粋です。

有料老人ホーム設置運営指導指針

9 サービス等

(5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化適正化を図るためのための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(1)関係法令等

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費

□ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、**身体拘束廃止未実施減算**として、イについては**所定単位数の100分の10に相当する単位数を**、□及びハについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から**減算する**

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、**高齢者虐待防止措置未実施減算**として、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。**

次ページにて、減算の詳細ルールについて「報酬通知」（以下）をご案内します。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

4 特定施設入居者生活介護費

(4) 身体拘束廃止未実施減算について

2の(6)を準用する。

(5) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

2の(7)を準用する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

2 短期入所生活介護費

(6) 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、居宅サービス基準第128条第5項の記録（同条第4項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、**記録を行っていない**、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を3月に1回以上開催していない**、身体的拘束等の**適正化のための指針を整備していない**又は身体的拘束等の適正化のための**定期的な研修を実施していない**事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

(7) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第140条（指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する場合を含む。）又は第140条の15において準用する第37条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する**委員会を定期的****に開催していない**、高齢者虐待防止のための**指針を整備していない**、高齢者虐待防止のための**年1回以上の研修を実施していない**又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための**担当者を置いていない**事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

身体拘束防止については、「運営基準通知」（以下）にて詳細ルールが定められています。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

十 特定施設入居者生活介護

3 運営に関する基準

（５） 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針

① 居宅基準第183条第4項及び第5項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等を行う場合**にあっても、その**態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の**3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要**である。

なお、居宅基準第191条の3第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

② 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を**担当する者を決めておく**ことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の**兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない**。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

なお、**身体的拘束等適正化検討委員会**は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと**一体的に設置・運営することとして差し支えない**。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

また、身体的拘束等適正化検討委員会[※]は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

③ 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

④ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修[※]の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

虐待防止については、「運営基準通知」（以下）にて詳細ルールが定められています。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

十 特定施設入居者生活介護

3 運営に関する基準

(17) 虐待の防止

居宅基準第192条の規定により指定特定施設入居者生活介護の事業について準用される居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定特定施設入居者生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定特定施設入居者生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定特定施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（**虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等**）がとられていることが望ましい。また、入居者及びその家族からの虐待等に係る相談、入居者から市町村への**虐待の届出について、適切な対応をすること。**

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定特定施設入居者生活介護事業者は当該**通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。**

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生
の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会
であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定
期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定される
ため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対
応することが重要である。

なお、**虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体
を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求めら
れるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。**

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報
保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、
厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結
果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する
こと

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針(第2号)

指定特定施設入居者生活介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、**虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの**であるとともに、当該指定特定施設における**指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの**とする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な研修(年2回以上)を実施する**とともに、**新規採用時には必ず**虐待の防止のための研修を**実施する**ことが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(第4号)

指定特定施設における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

要約すると

虐待防止に対して

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その内容を職員に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- これらを適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束廃止に向けて

身体的拘束は行ってはならない。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、以下を記録しなければならない

①態様 ②時間 ③入居者の心身の状況 ④緊急やむを得ない理由

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その内容を職員に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されている
- 身体拘束に該当する行為か判断する上での大切なポイントは、「**本人の行動の自由を制限しているかどうか**」です。大切なのは、本人に向き合い、アセスメント事業所の組織および本人・関係者等で協議し、身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくことです
- 身体拘束に対してさまざまな固定観念があり、それが廃止への取り組みを阻害しています。「**本人の安全確保のため**」「**職員不足等から身体拘束廃止・防止は不可能**」といった考え方がありますが、これらは、介護現場での実践の積み重ねにより、多くは誤解を含んだものであることが明らかになってきています
- 現行の体制で身体拘束を廃止している施設もあります。そうした介護現場では、食事の時間帯を長くすることで各人のペースで食べられるようにして自力で食べられる人を増やす、トイレ誘導を行いオムツの使用を減らす等、さまざまな工夫によってケアの方法を改善し、身体拘束廃止・防止を実現しているのである。逆に、基準を上回る介護体制にありながら、身体拘束を行っているところが少なくありません

「フィジカルロック」

身体を物理的に拘束し、行動の自由を奪う身体拘束です。身体拘束という言葉から多くの方がイメージする拘束ではないでしょうか。介護現場では、転倒や転落のリスクが高い方のために安全を確保したケアをしたつもりが、実は身体拘束であることがあります。

「スピーチロック」

言葉の身体拘束とされ、暴力的な言葉だけでなく相手の行動を身体的・精神的に制限するような声かけもスピーチロックにあたります。

「ドラッグロック」

薬物を使用して身体の自由を奪う身体拘束です。認知症によって夜間帯に大きな声を出したり徘徊したりする方に対して、他の利用者が起きてしまう、見守りが大変、事故防止のため等の理由から睡眠導入薬や向精神薬を過剰に服用させ、行動を落ち着かせることなどがドラッグロックです。

この3種類を総称して「スリーロック」と呼びます。このスリーロックは身体拘束にあたります。

具体的な身体拘束例

- 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵4本で囲む、壁に押し当てるのも同様
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
- スピーチロックとして言葉で身体的・精神的な行動を抑制する

本人の意思では自由に動くことができないように、身体の一部を拘束すること、または運動を制限することはすべて「身体拘束」です

緊急やむを得ない場合の三つの要件

三つの要件が身体拘束を安易に実施している、あくまでも緊急やむを得ない場合だと理解する必要がある。

○ 切迫性:本人または他の入所者(利用者)等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【この判断を行う前に特に確認すべきポイント】

■身体拘束をしない場合、本人等の生命または身体がどのような危険にさらされるのかそれはどのような情報から確認できるのか

■他の関係機関や医療職はどのような見解を持っているのか

○ 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

【この判断を行う前に特に確認すべきポイント】

■身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を洗い出すことができているか

■代替方法の洗い出しにあたり、複数の職員や多職種での検討を行ったか

■代替方法を実際行ってみた結果について十分に検討できているか

■代替方法の洗い出しにあたり相談できる外部有識者・外部機関はないか

○ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【この判断を行う前に特に確認すべきポイント】

■本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。

■それは何月何日の何時から何月何日の何時までなのか。

■また、1日のうちの何時から何時までなのか。

■その判断にあたり、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で検討したか

- 三つの要件の確認は、本人の尊厳を守るためのプロセスである！「緊急やむを得ない場合」の三つの要件を検討するにあたり、まずは**本人の尊厳を守ることを第一に考える必要があります。三つの要件の確認等の手続きは、本人の尊厳を守るためのプロセスであり、身体拘束廃止・防止を目的に行うものです。**

緊急やむを得ない場合に求められる手続き

- ・ 本人・家族、本人にかかわる関係者・関係機関全員での検討
- ・ 緊急やむを得ない場合の三つの要件と照らし合わせた慎重な検討
- ・ 本人や家族に対する詳細な説明
- ・ 三つの要件の再検討および該当しなくなった場合の解除

【緊急やむを得ない場合に記録すべき内容】

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、**その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない**。記録はアセスメントからはじまる。まずはアセスメントを行った内容を記録したうえで、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法にかかわる**再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する**。身体拘束に関する説明書・経過観察記録は、施設・事業所において保存する。**記録は、行政担当部局の運営指導や監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある**。また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備することが求められているサービス種別においては、指針も記録の一つである。また、家族への説明の確認は、同意ではないことに留意する。家族の同意は、身体拘束を認める根拠にはならない。

組織で虐待防止に取り組む

- 高齢者虐待防止措置未実施減算
- 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第140条(指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する場合を含む。)又は第140条の15において準用する第37条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【具体的には】

- 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない
- 高齢者虐待防止のための指針を整備していない
- 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない
- 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない
- これら事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

- 身体拘束廃止未実施減算について
- 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、居宅サービス基準第128条第5項の記録(同条第4項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【具体的には】

- 記録を行っていない
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない
- 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない
- これら事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

高齢者虐待 通報の義務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は**、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、**速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の**守秘義務**に関する法律の規定は、前二項の規定による**通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。**

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条 **養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は**、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の**養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。**

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を**発見した場合は**、速やかに、これを市町村に**通報しなければならない。**

- ・ 高齢者虐待を見つけたら、守秘義務があっても市町村に通報する
- ・ 特に命や身体の危険があるときは義務、それ以外でも努力義務。
- ・ 介護職員の虐待を見つけたら「介護施設内であってもすぐ通報」、誰であっても「命にかかわる場合は通報が義務」

- 個々の問題
- 組織の問題
- 倫理観の問題
- 福祉観の問題

様々な理由により虐待は発生するが、虐待を行った個人が悪いと思われがちだが、実は違う、組織に原因がある

悪い組織に質の悪い人が集まる。そこに虐待が発生する。

虐待が発生した施設は組織的に悪い

- 職員のセルフコントロール不足
- 人員不足、本来介護の世界に來ない人が働きに來た事で発生しているミスマッチ
- 施設の隠蔽、経営体質
- 介護モラルの問題、研修の不足で質の向上を図る事ができていない

このように、セルフケア、法人の体質、研修、育成、人員不足などの問題などが理由として考えられる

問題を解決するのは個人では無く組織であり、解決できない組織では虐待が起こる可能性が高い

「不適切なケア」～虐待につながる行為

高齢者虐待の前段階として、「不適切なケア」が存在します。
不適切ケアを見逃していませんか？

「不適切なケア」の段階で改善することが、虐待防止に繋がります。

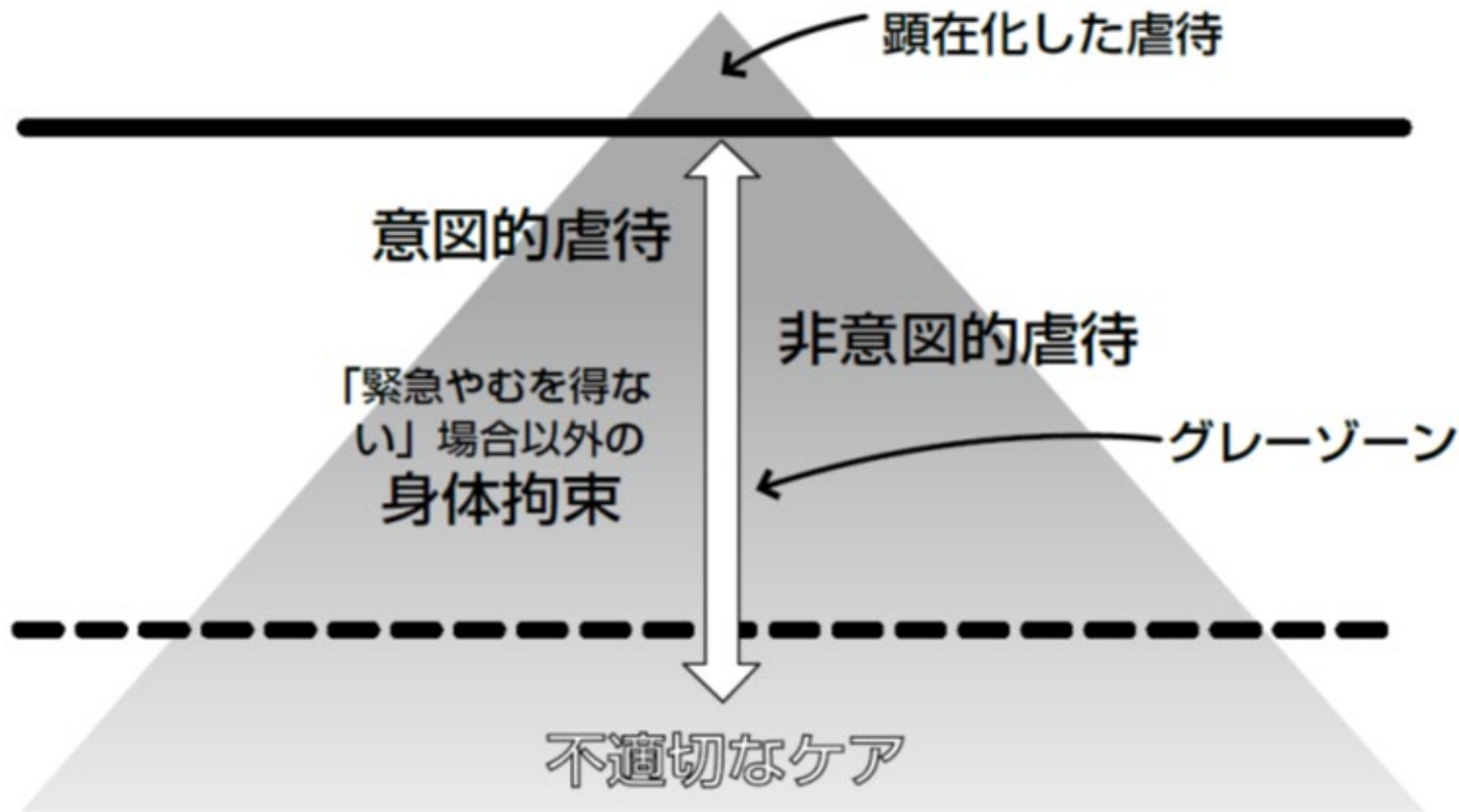
例として

- ご本人が嫌がっているのに、ポータブルトイレやおむつを使用した
- 自分で食べる事ができるのに、時間短縮のため食事の介助をした
- 寝ているのに、起こしてお風呂に入れた
- 急いでいたので猛スピードで車椅子を押した
- 狭かったので車いすを壁や椅子にあてながら移動した
- お部屋を片付けようと思い、ご本人のものを勝手に捨てた
- 無駄遣いするので、ご本人のお金を使えないようにした
- 転倒や転落を防ぐため、ベッドをサイドレールで囲った

- 聞かれたことに対して「何度も言ったでしょう」などとそっけない返答をする
- 相手が真剣に訴えたことに対して、軽口や冗談で返す
- 呼ばれたが忙しいので一時的に無視をする
- 「なぜできないの?」「いい加減にして!」など本人が萎縮するような言葉をぶつける
- 「リハビリしないと寝たきりになるよ」などと不安をあおる言葉をかける
- 認知症の方に「お母さん」と呼ばれて「お母さんじゃないよ」と否定する
- あだ名で呼ぶ
- 呼ばれたが、ちょっと待っててねと言い対応を先延ばしする
- おむつをしているんだからそこに排泄してと言いトイレ介助をしない

事業者に求められること

「不適切なケア」～虐待につながる行為



(★柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

事業者求められること

不適切ケアについて考える

◎事例1. 男性職員Aの夜勤時に、ケアコール（ナースコール）を押したが30分近く待たされたという女性入居者Bからの苦情により、夜間のケアコールに対して、結果的に入居者の訴えを無視したり待たせたりする状況が多発していたことが判明した。これをきっかけに、夜間の利用者への対応方法等が統一されていない上、そうした状況に職員も強くストレスを感じていることがわかり、体制の整備を図った。

◎事例2. 女性の介護職員Cが、認知症がある女性入居者Dが食事中によそ見をすることから、耳を引っ張ったり、アゴを動かしたりするなどして顔を食事介助がしやすい向きに変えていた。その行為を見た新人職員はおかしいと思い何度かたずねたが、職員Cは不適切な介護行為であるとの認識がなかった。悩んだ新人職員は、他の介護職員に相談した。

◎事例3. 女性職員Eによる、女性入居者Fへの強い言葉による行動の制止が、実習に来ていた学生から管理者に伝えられたことにより表面化した。職員間でカンファレンスを行い入居者への接しかたや発見に至った背景を振り返り、不適切な介護行為の一環として考える機会をもった。

不適切ケアから虐待認定への境界線は、どこ？

例)入居者様から呼ばれたが忙しい時間帯だったので「ちょっと待っててね」と言い、その場では対応しなかった。

- この行為は虐待行為に認定される可能性があります。
- どこがアウトなのでしょう。
- アウトのポイントは「ちょっと待っててね」この部分です。
- この言葉は介護世話の放棄と取られる可能性があります。
- 忙しい時間帯、同時に介護の依頼が入る可能性はこの現場にもあります。
- ダメな対応と大丈夫な対応の違いは待たせる事ではありません、「ちょっと待っててね」と言う言葉にあります。
- どうするか？
→時間を伝えて待っていただく、自分の状況を説明して待っていただくなど、ほったらかししていないと言う事を伝える事で虐待ではないと認定されます。
- 待っていただく行為は同じでも、時間を伝えたり、自分の状況を説明して待っていただく事で入居者はほったらかされているとはならないのです。もちろん認知症があり、理解できないかもしれませんが、きちんと次だから5分待ってねと伝えてあげる行為が虐待を予防する行為になるのです。言ってもわからないからと言わなくなると入居者を軽んじて対応する事が常態化し虐待の温床になっていきます。この不適切ケアの繰り返しは虐待につながっていくのです。

事業者に求められること

不適切ケアとは

たとえ必要なケアであっても、本人が嫌がっていることや、心が傷つけられることなら、「不適切なケア」になってしまいます。

・良かれと思ってしたことが受け入れてもらえなかったり、安全を守るため、あるいは様々な事情が許さず、強引に事を進めざるを得なかったりする場合もあるでしょう。

安全や健康を守るために仕方のないことも多々ありますし、すべてケアを受ける本人の思い通りにはいきません。

しかし、**だからこそ「本人はどう思っているのか？」という視点を常に持ってケアにあたることが大切です。**

・ちょっとした言葉が「不適切なケア」になることもあります。**感情が先走った言葉や相手の立場や心情を思いやらない言葉**は、できるだけ避けたいもの。

・介護される方は、圧倒的に弱者の立場であることを考え、**ときどき立ち止まって、自身の発した言葉を振り返り**、「もしかしたら相手を傷つけているかもしれないし、不安にさせているかもしれない」「追いつめているかもしれない」と考えてみる必要があります。

介護は感情労働

- 利用者さんやご家族と接する機会の多い介護士の仕事は「感情労働」。
- 利用者さんとの心のかかわり合いにやりがいを感じられる一方、理不尽な状況においても自分自身の感情をコントロールし、相手の感謝や安心の気持ちを掻き立てる対応が求められるため、ストレスが溜まりやすいといった側面もあります。
- 「感情労働」とは、自分の感情を抑えて我慢したり、他者の言動に耐えたりすることが必要とされる労働のことで、社会学者A・R・ホックシールドが提唱した用語であり、当初は女性の客室乗務員(CA)を対象としていたといわれています。
- 現代社会では、CAのような接客業だけではなく、保育士や教員、そして看護師や介護士の仕事も感情労働に挙げられます。顧客の要求や主張、クレームを受け止め、たとえその内容が理不尽なものであっても自分の感情をコントロールし、的確な対応を行いつつ良質なサービスを提供しなければなりません。

ストレスを緩和させる一つの考え方にストレスコーピングがあります

- ストレスコーピング理論はアメリカの心理学者ラザルスによって提唱された理論、ストレスコーピング(stress coping)直訳すると「ストレス対処法」でストレスの基(ストレッサー)にうまく対処しようとする もの。

ストレスの構成要因は

- 1. ストレッサー

ストレスの原因となるもので原因は様々です。

- 2. 認知

ストレスに対してどのようなとらえ方をするかは人それぞれ違ってきます。

- 3. ストレス反応

ストレスに対し対応しきれなくなると体が様々な症状を起こします。

次にストレスコーピングの種類と対処方法を説明します

①問題焦点コーピング

問題となっているストレスに対して直接働きかける方法。

例) ストレスを遠ざける、ストレスから離れるなどの方法です。

職場がストレスの原因なら、退職するのも一つの方法と精神科医に言われるケースも多い(退職につながる)

②情動焦点コーピング

■情動処理型コーピング: スレッサーによって生じた悲しみや不安、怒りなどの感情を 誰かに話すことなどで気持ちの整理や発散をする方法です。

家族や友達に話を聞いてもらう事で気持ちの整理をつける方法。

■認知再評価型コーピング: スレッサーに対する「認知」すなわち感じ方や捉え方を変化させることでストレスを軽減させる方法です。

③ストレス解消型コーピング

スレッサーを感じてしまった後に、ストレスを身体の外へ追い出したり、発散させたりする方法です。

■気晴らし型コーピング: 買い物をしたり美味しいものを食べるなど、自分の好きなことを行って気分転換を図ることでストレス解消を行う方法です。これは普段私たちが実施しているストレス発散と呼ばれるものと同じ。逆効果になる事もあり

例)不安やストレスを取り除く「4・4・8呼吸法」

- ラクな姿勢をとる
- 息をまず吐ききる
- 4秒かけて息を吸う
- 4秒息を止める
- 8秒かけて息を吐く

(いずれも息を吸うときお腹を膨らませて、吐くときにへこませる感じの腹式呼吸で。息は鼻から吸って、鼻か口から吐く。)

アンガーマネジメントとは自分の中に生まれた怒りを、管理・コントロールすること、元々は罪を犯した者を更生させるためのプログラムとして用いられていたが、次第に企業の研修カリキュラムとして取り入れられるようになりました

①怒りの感情が生まれたら6秒間やり過ごす

②固定観念を捨てる

③自分でコントロールできることにのみ力を注ぐ

④思考を停止させる

⑤イライラせずに済む話し方を実践する

⑥怒りの度合いをスコア表記していく

怒りの原因とスコアを記入する。怒りの度合いが小さければ「1～3」、怒りを引きずる形だったら「4～6」、憤りを相当感じた場合は「7～9」、怒りがMAXだった場合は「10」というように、自分なりの基準を決めておく記録が楽、これで自分の怒りの傾向に気付く事ができる。

⑦相手の立場に立って物事を見る

- ・ 開催日時(定期的)身体拘束適正化委員会が3か月に一度、これに合わせて開催しておけば問題ない
 - ・ 参加者(身体拘束適正化委員会と同日開催で同じメンバーでも可能)
 - ・ 議題(以下ような内容を記載)
 - ①虐待、不適切ケア発生時の記録をもとに検討
 - ②再発防止策の立案
 - ③労働環境の検討、セルフケア、メンタルなどの検討
 - ④虐待の事例等を従業者に周知する検討
 - ⑤研修内容の検討(特定施設は年2回以上実施)、周知、加者のアンケート等の回答検討
 - ⑥その他
- 議事録はすべての職員への開示、周知が義務。
周知を証明できるように、紙媒体だと押印欄などを設けて押印して保管する

- ・ 開催日時(三か月に一度の開催、身体拘束を実施している場合は毎月)
- ・ 参加者(虐待防止委員会と同日開催で同じメンバーでも可能)
- ・ 議題(以下ような内容を記載)

①前回の振り返り

②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③(身体拘束を行っている利用者がある場合) 3 要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

④(身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合) 3 要件の該当状況、特に代替案について検討する。

⑤(今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合) 今後意思、家族等との意見調整の進め方を検討する。

⑥不適切な事例について検討

■議事録はすべての職員への開示、周知が義務。周知を証明できるように、紙媒体だと押印欄などを設けて押印して保管する

- 虐待は個人に問題があると思われがちだが実は違う
- 虐待は組織体制に問題があるケースが大半を占める
- 個人の不適切なケアを見過ごす組織体制が問題
- おかしいと思っても注意できない、そもそもおかしいと思わない
- 漫然と仕事をしている、最初はおかしいと思っても慣れてしまう

対策として

- 研修が必要。研修は自分たちの行動がおかしいと気づかせてくれる
 - 研修は全職員に向けて実施する必要がある、直接処遇に関係の無い職員も全員受講させ、組織的に虐待はダメだと言う風土を作る事が重要
 - 忙しいから、研修している暇がない、人が足りない
 - …そんな組織は虐待につながる事を認識する
 - 虐待防止委員会で話し合う事が重要
- なにかがおかしい事を議論できる組織を作る



虐待はあってはならない事
身体拘束は運用を守り、不必要な拘束は避ける事
必ずこの事を守ってください

本日持ち帰るT0 D0リスト（管理者向け）

- ☐ 虐待防止委員会の開催スケジュールを確認・設定する
- ☐ 虐待防止指針の整備状況を確認する
- ☐ 年1回以上の研修実施記録を確認する
- ☐ 担当者の選任状況を確認する
- ☐ 身体拘束適正化委員会を3か月に1回以上開催しているか確認する
- ☐ 身体拘束の記録が適切に行われているか確認する
- ☐ 不適切ケアの事例を職員と振り返る機会を設ける

最後に

虐待防止は、倫理的な責任であるだけでなく、利用者の信頼を得る上でも不可欠な要素です。

さらに、虐待防止に取り組むことは、職員の働きやすい職場環境の整備や、職員のモチベーション向上にもつながります。

虐待を防ぐためには、職員の教育や研修を通じて正しい知識を共有し、相談や報告がしやすい職場風土を築くことが重要です。

また、日常のケアにおいて、高齢者の声に耳を傾ける姿勢や、職員同士でのコミュニケーションの強化が鍵となります。

皆さまと共に、虐待のない社会を実現するために力を合わせていければ幸いです。私たち一人ひとりの取り組みが、高齢者の「安心」と「尊厳」を支える大きな一歩となります。

引き続き、高齢者が安心して暮らせる環境づくりにご尽力いただけますようお願い申し上げます。

有料老人ホーム業界において 「入居者保護」「事業の健全発展への貢献」を 目的に活動しています

公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」）は、民間の創意工夫の精神の下に有料老人ホームを運営している法人が集い「社団法人全国有料老人ホーム協会」として昭和57年に設立し、入居者の保護と事業の健全な発展を目的に活動しています。

昨今、有料老人ホーム業界を取り巻く環境は、人口の高齢化、介護ニーズの増加、人材不足、物価高騰、制度改正など、様々な課題に直面しています。こうした課題に対応するため、有老協では会員事業者の運営をサポートし、事業者の声を国に届けることで、事業の持続的な成長と発展を支援しています。

事業者のために

事業の質を向上

有老協の 取り組み

入居者のために

相談・保証・支援制度
の充実

国・自治体との連携

有料老人ホームへの
指導監督をサポート

より多くの皆様のご入会が大きな組織の力となって、業界の未来を創ります。

ぜひご入会をご検討ください。

有老協は、会員の安全で質の高いホーム運営と利用者からの信頼獲得に貢献するため、以下のサービスを実施しています。

	サービスメニュー	正会員/ 開設前	情報会員	準会員
 情報提供	情報提供(ホームページ・メールマガジン・協会通信)	○	○	○
	事業設立・運営相談対応	○	○	○
	賛同会員等の優待サービスの利用	○	○	○
 リスク対応支援	入居者生活保証制度(前払金保全制度)	○	-	-
	有料老人ホーム賠償責任保険	○	○	○
	入居者生活支援制度	○ (正会員のみのみ)	-	-
 品質向上支援	各種研修・セミナーの受講	○	△	△
	地域活動のサポート	○	△	△
	コンプライアンス確認	○	-	-
	あんしん宣言(自主点検)実施のPR	○	-	-
	第三者評価の受審とPR	○	-	-
 入居促進支援	入居促進のサポート	○	-	-

※事業者向けサービスメニューの詳細は次ページをご参照ください。

△は内容に応じて利用条件が異なります。

有老協では国・自治体、消費者(入居者)に向けた取り組みも行っています。

国・自治体に向けて

厚生労働省・国土交通省等と定期的な意見交換を行い、現場の声を伝えていきます。また、自治体と連携し、以下の取り組みを実施しています。

- 指導監督上の相談対応
- 「運営事業者集団指導」への講師派遣
- 「設置運営指導指針」改正等の支援
- 調査研究事業等での連携
- その他、情報共有

消費者に向けて

適切な有料老人ホーム等を選択いただき、入居者の安心と安全を守るための取り組みを実施しています。

- 入居相談・苦情対応
- 「有老協・リビング倶楽部(入居検討者向け会員制度)」の運営
- 消費者向けのセミナー等への講師派遣
- 消費者向けイベントの運営、企画サポート
- 情報提供

ご入会について

会員種別

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を運営している(予定含む)法人

開設前の法人	
開設前会員	●老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された、又は届出受理前の事前協議を行っている「有料老人ホーム」事業主体 ●高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した、又は事前協議を行っている開設前の「サービス付き高齢者向け住宅」事業主体 年会費 60,000円～(不課税)
開設後の法人	
正会員	●老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された開設済の「有料老人ホーム」事業主体 ●高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した開設済の「サービス付き高齢者向け住宅」事業主体 年会費 120,000円～(不課税)
情報会員	●開設済の「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」の事業主体 ※法人が運営する全ての有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の、居室数の合計が40室以下対象 年会費 [30室以下] 30,000円(不課税) [31～40室] 40,000円(不課税)

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅以外の高齢者向け住まいを運営している法人

準会員	有老協の事業に賛同する各種高齢者住まい事業の事業主体 ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業 ・高齢者向け分譲住宅におけるサービス提供事業 年会費 100,000円(不課税)
-----	---

上記以外の法人

賛同会員	有老協の事業目的に賛同する法人又は団体で、上記の会員対象法人でないもの。 年会費 100,000円(不課税)
------	--

ご入会方法

有老協HPより必要な書類をダウンロードしていただき、ご記入後ご提出ください。

有老協で内容を確認後ご入会いただけます。

※お申込み方法の詳細は有老協ホームページでご確認ください。

ご不明な点につきましてはお気軽にご相談ください。

ご入会
について
はこちら



https://www.yurokyo.or.jp/join/join_method

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

協会概要

Association Overview

名 称 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
 設 立 昭和57年(1982年)2月8日
 住 所 〒101-0021
 東京都千代田区外神田2-5-15 外神田Kビル4階
 T E L 03-5207-2761(代表) 03-5207-2763(入居・苦情相談)
 ※入居・苦情相談電話:午前10時～午後5時
 月～金曜日(土・日・祝日、年末年始を除く)
 ※面談は要事前予約
 F A X 03-5207-2760
 ホームページ(法人向け) <https://www.yurokyo.or.jp/>

沿革

History

昭和57年(1982年) 社団法人全国有料老人ホーム協会設立(旧 厚生省許可)

昭和63年(1988年) ホームの入居に関心のある消費者の会員制度として「有老協・リビング倶楽部」(旧 輝・友の会)発足

平成 3年(1991年) 老人福祉法30条に全国有料老人ホーム協会が規定される運営法人の倒産に備えた入居者保護事業「入居者生活保障制度(旧 入居者基金制度)」発足

平成18年(2006年) 老人福祉法で「入居者生活保障制度」が前払金の保全措置の一つに位置付けられる

平成25年(2013年) 社団法人から公益社団法人へ移行

アクセス

Access



- JR「秋葉原」駅(電気街口)より約550m
- つくばエクスプレス「秋葉原」駅(A3出口)約650m
- JR「御茶ノ水」駅(聖橋口)約550m
- 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅(1出口)約500m
- 東京メトロ銀座線「末広町」駅(3出口)約550m
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅(B2出口)約600m
- 都営地下鉄新宿線「小川町」駅(A5出口)約650m
- 東京メトロ丸ノ内線「淡路町」駅(A5出口)約650m